

経営発展支援事業における高知県新規就農者育成方針

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1経営発展支援事業の第7の1に基づき、高知県新規就農者育成方針を策定する。

1 新規就農者の確保に向けた課題と対策及び目標

持続可能な力強い産地の形成に必要な人材を確保するため、親元就農や新規参入による自営就農及び農業法人等で就業する雇用就農により、新規就農者を確保する。

自営就農者については、農地の確保、資金の確保、栽培・経営技術の習得が課題となっている。対策としては、就農支援に関する情報発信や就農相談、基礎的知識や実践的な農業技術を習得する研修、就農後のフォローアップまで一貫して支援する仕組みである「産地提案型担い手確保対策」を強化し、産地や地域の担い手となる自営就農者の確保を図る。そのため、地域担い手育成総合支援協議会、生産部会等の関係機関、指導農業士などの篤農家、就農コンシェルジュ、農業担い手育成センター、農業大学校及び農業振興センター等における人材確保・育成機能を強化し、連携した支援を一層進める。

また、雇用就農者については、雇用就農希望者と農業法人等とのマッチングや雇用就農後の定着促進が課題となっている。対策としては、法人経営体の育成と経営強化によって雇用の受け皿となる場づくりを進める。これらの取り組みにより年間320人の新規就農者の確保・育成を目標とする。

2 新規就農者に対するサポート内容

実施要綱第7の2の「高知県サポート計画（新規就農者向け）」に記載。

3 経営発展支援事業の交付対象者を選定するため高知県が独自に設定する要件

- (1) 事業実施主体（市町村）は支援分野（実施要綱別記1の別表1の※1に記載された分野）の全てについて、担当機関・部署が明確にされた地域サポート計画を策定すること。
- (2) 交付対象者は複式簿記記帳及び青色申告を実施すること。
- (3) 交付対象者は農業版事業継続計画（BCP）を策定すること。
- (4) 交付対象者はデータを活用した農業の実践すること。なお、実践した内容（データの種類、収集・記録方法、データに基づき行う取り組み。）については、県から照会があった場合は提示できるよう整理すること。

4 経営発展支援事業の交付対象者を選定するための基礎となる別表1の2に基づく高知県加算ポイント

No.	項目		ポイント
1	地域の振興する品目等	① 交付対象者候補が位置づけられる人・農地プランの策定主体の市町村の基本構想における主要な営農類型の品目（畜産含む、以下同じ。）又は、就農する地域の産地提案書で提示された品目を栽培する者	1
2	年齢	① 40代の者	1
		② 30代の者	2
		③ 10～20代の者	3
3	就農地域	「地域振興立法5法」の指定地域で就農する者	1
4	県加算ポイントが余剰した際の配分方法	No.1～3に基づき、交付対象者候補にポイントを加算した際に、県加算ポイントに余剰がある場合は、国ポイント及び県ポイントの合計が高い順に交付対象者候補に1ポイントずつポイントを加算する。なお、同ポイントの場合は、県補助額の低い順に、県補助額も同額の場合は総事業費の高い順にポイントを加算する。なお、対象者候補全員に1ポイントずつ加算した時点で、まだ余剰がある場合は、同様の加算をポイントがゼロになるまで繰り返す。	
5	県加算ポイントが不足した際の配分方法	No.1～3に基づき、交付対象者候補にポイントを加算した際に、県加算ポイントが不足する場合は、交付対象者候補に加算したポイントに、県加算ポイントを交付対象者に加算したポイントの合計で除した値を乗じ、少数点以下切り捨てを実施する。その後に発生する余剰ポイントについては、No.4の配分方法に基づき配分する。	